

大村西崖著『密教発達志』訳注研究(一)

はじめに

大村西崖(1868～1927)によって著された『密教発達志』¹⁾は、日本ではじめて、密教を近代的な歴史学の視点から論じた大著で、大正七年(1918)に刊行された。大村は、本書の出版によって、大正九年(1920)に帝国学士院章を受賞している。

明治期に近代化が進む日本では、南條文雄らによって、仏教にも、欧米の文献学的、歴史学的な研究方法が導入されはじめた。その中でも、密教の研究に関しては、その閉鎖性のためか、それほど導入は進まず、密教の相承を受けた学僧たちによって、伝統的な宗学による解釈や理解がされていた。美術研究をしていた大村自身も、権田雷斧(1846～1934)に師事し、伝法院流の灌頂を受法して、密教の相承者となっている。その大村が、歴史学的、文献学的な手法を用いて、密教を発達史という視点で本書を著した。

本書に対する反響は大きく、すぐに「密教発達志批判講演会」が催され、加藤精神(1872～1956)・河口慧海(1866～1945)・権田の三氏によって、宗学的、チベット学的な視点からの批判が繰り返された。²⁾大村の密教の師でもあった権田は、続けて『我観密教発達志』³⁾を著して、さらに大村を宗学的な視点から批判した。

ここで批判されたのは、密教の伝統的な理解に反して、大村が、密教を非仏説であると主張したことや、密教の八相相承を否定したことなどである。ここには伝統的な宗学と、近代的な学としての仏教学の問題が見て取れるが、その後の密教研究は、大村のといった文献学的、歴史学的な方法によるものが主流となり、現在では、伝統的な視点から大村の主張が批判されることはない。

このように、大村の『密教発達志』は、密教研究のその後の展開に大きな影響を及

大村西崖著『密教発達志』訳注研究(一)

元山公寿

ぼした。特に、その後の密教の歴史的な研究は、この大村の論考をもととして、ここ大村の用いなかったインドやチベットの文献や考古学的な史料などを参照することによって進められたといっても過言ではない。もちろん、現代から見れば、大村の研究法には、河口が指摘しているように漢訳文献だけによっているなど、さまざまな問題はあろう。しかし、それでも、本書の論考で論証されたものの多くは、現代でも首肯されているものとなっている。

したがって、本書は、密教研究、ひいては仏教研究にとって、極めて重要なものであり、密教や仏教を研究しようとする者には必読の書であると思われる。しかし、本書は、大村自身が述べているように、密教を扱っているものであることから、多くの人に読まれないように配慮して、あえて漢文で著されている。また、既に絶版となっていることもあり、本研究では、多くの研究者の便を考え、この大村の『密教発達志』を、書き下して、現代の研究成果を参考にしながら、可能な限り、脚注を加えた。

凡例

- 一、大村西崖著『密教発達志』(国書刊行会、1972覆刻)を底本とした。
- 二、旧漢字は、当用漢字に改めた。
- 三、書き下すに当たって、可能な限り、大村の返り点にしたがい、適宜、段落分けをした。
- 四、大村による割り注は○で示した。
- 五、経典名や著作名には『』を、引用文には「」を附した。
- 六、人名には、可能な限り⇒によって生没年、国王の場合は在位を補い、インド名が附されていない場合には、そのインド名を補った。

- 七、地名に關しても、可能な限り^㉞によつてインド名、及び現在の地名を補つた。
 八、年号に關しても、^㉞によつて西暦年を補つた。
 九、頭注で表されている節や項を分け、その節や項の番号(1、①)を附した。

密教発達志卷一

日本 大村西崖撰

一、教の興りより隋に至るまで

1、付法の伝説

昔、毘盧遮那仏、瑜伽無上秘密最大乗教を以て、金剛薩埵に伝う。金剛薩埵、數百歳にして、方に龍猛菩薩を得て、伝授す。龍猛、また數百歳にして、すなわち龍智阿闍梨に伝う。龍智、また數百歳にして金剛智阿闍梨に伝う。これ、秘密仏教付法の伝説にして、古来より広く世に行わる。

然るに、金剛智 (Vajrabodhi: 671 ~ 741) 及びその弟子不空 (Amoghavajra: 705 ~ 774) の親筆の録する所を檢ふるに、未だ曾て、『これを見ることあらず。蓋し、その事、初め、不空の俗弟子、趙遷の撰する所の『不空行状』、並びに嚴郢の撰する所の『不空影讚』及び『碑銘序』に出ず(『表制集』四・五)、『三十七尊出生義』もまた、粗ぼ同なり。『出生義』は、不空訳と称すといえども、その末文に云く、「また、誓約を以て不空金剛阿闍梨に伝う。然る後、その枝條付嘱、頗る、その人あり。」と。これ、豈に、不空の自ら記する所ならんや。すなわち、不空の徒の述ぶる所なること明らかなり。

然り而して、空海 (774 ~ 835) によりて、『請來録』・『付法伝』、及び『遺告』¹²を作る。海雲の『金剛界大教王經師資相承伝法次第記』もまた然り。爾來、台東両密の諸師、この説を稟受し、血脈・印信、皆悉くこれに従う。道詮の『群家諍論』、

宗叡(809 ~ 884)の『真言疑目』等、それ、信を厝くに足らずと斥言すといえども(『玉印鈔』¹⁵)、歴代の密家、弁証甚力し、因襲の久しきに、遂に通説となる。また動ずべからざる者の如し。然りといえども、豈に、それしからんや。

2、大日如来と釈尊

それ、いわゆる毘盧遮那仏とは、既に天竺の梵語を以て、『大日』・『金剛頂』等の經を説きて、密教始めて世に伝わることを得。豈に、本地無相の法身のみならんや。

それ、梵語の言遮ある所以の身、すなわち、釈迦牟尼世尊にあらずして、誰か能くこれを説くとせんや。故に円珍(814 ~ 891)の『此疑文』に云く、「真言の文字は、これ梵王の言詞なり。随方の文字と謂うべし。法身、言なし。権に託して理を示す。何ぞ法然の道理の所成の文字なりと言わんや。」と。

これを以て遮那の身格は、詭弁縦横なりといえども、もし形而上の論を措きて、歴史上の見地に立ち、能説者となるの実に即して、以てこれを指さば、すなわち、遂に釈尊に帰せざるを得ず。故に、『觀普賢經』に云く、「釈迦牟尼仏を毘盧遮那遍一切処と名づく。その仏の住処を常寂光と名づく。」と。

『大日經』(卷六)「説百字生品」に謂う所の「法自在牟尼」とは、蓋し釈尊を指す。一行の『疏』(卷十八)に、これを釈して云く、「法自在牟尼とは、これ、すなわち、毘盧遮那の別名なり。」と。『金剛界伝法次第記』にまた云く、「毘盧遮那如来、すなわち釈迦如来なり。これは、これ法性身に約す。」と。

円仁(794 ~ 864)の『金剛頂經疏』(卷三)に、大興善寺阿闍梨の説を録して云く、「かの法華の久遠成仏もまた、これ、この經の毘盧遮那仏なり。異解すべからず。」と。これをもつて、台東一家、大日と釈尊とを以て同体となし、一仏の内証・外用・法応二身の差別に過ぎずと説く。

『三十七尊出生義』に、すなわち釈師子は、大日を以て得て、金剛薩埵に授くとす。殆ど同体・別体の両説を會通せんと欲するに似たり。

然るに、空海は『弁頭密』「教論」を作り、大日と釈尊との三身を以て各別として、「応化仏は内証智の境界を説かず」と云う(巻下)。その意、蓋し、密教を堅立するに急ぎ、強いて、それと頭教との勝劣・差別を著さんと欲し、すなわち、以て、この言を為すのみ。

爾來、東密の諸師、往往に、この見に固執すといえども、しかも、それ、大日如来

の存在を行者の心密三昧所観の境に認むること、すなわち、固り、これあり。然も、遂に、積尊以外の大日如来なる者の出世・説化を事実上に立証する能わず。畢竟して、身格の異同の辯を外れざるのみ。

3、積尊、呪術を排す

そもそも、積尊、果して密教を説くやいなや。諸事実を徴すに、誦呪・焼火・諸の祭祀法、密教に伝うる所の如きは、原、これ、印度の婆羅門の古来の俗にして、呪術・吠陀は積尊に先じて、盛んに世に行わる。然るに、積尊、未だ曾て呪術を行わず。また、常にこれを排斥す。

『長阿含經』(卷十四)に云く、「余の沙門・婆羅門の如きは、他の信施を食し、遮道の法を行い、邪命自活す。或は人の為に病を呪し、或は悪呪を誦し、或は善呪を誦し、或は医方・鍼灸・藥石を為して、衆病を療治す。沙門瞿曇、かくの如きこと無し。(中略)或は水火を呪し、或は鬼呪を為し、或は刹利呪を誦し、或は象呪を誦し、或は支節呪、或は安宅符呪、或は火焼・鼠嘯、能く解呪を為し、或は死生書を誦し、或は手面を相し、或は天文書を誦し、或は一切の音書を誦す。沙門瞿曇、此の如きことなし。」と。また(卷十六)、裸形梵志の曰く、「我聞く、沙門瞿曇、一切の諸祭祀法を呵責す。」と。『摩登伽經』に旃陀羅女(Candali)の母、積尊を評して曰く、「沙門瞿曇、必ず威力を以てして、これを護念す。この故に、能く吾が呪をして、破壊せしむ。(中略)沙門瞿曇、その徳、淵広にして、これ、吾が力に比をすべきところにあらず。仮令、一切世間の衆生のあらゆる呪術、彼、もし発念せば、皆悉く破壊し、永く遺余なし。」と。また、積尊、三迦葉を度す時、優樓頻螺迦葉(Uvula-kasapa)、尽くその事火の具を尼蓮禪河の中に投棄して、再び用いず(『過去現在因果經』四等に出す)。これ、蓋し、積尊在世の事実なり。それ、正法を堅立せんが為に、呪術・淫祀を排斥するの意、歴然として、以て見るべし。それ、猶お、孔子の「怪力乱神を語らざる」と、その揆を一にするものか。

故に『増一阿含經』(卷十二)に、積尊所説の偈に云く、「女人、及び呪術、邪見の不善業、これはこれ、世の三法なり。覆隠にして最妙なり。日月の広く照す所と、如来の正法の語、これはこれ、三世の法なり。露なればすなわち第一妙なり。」と。これ、誦呪を以て、邪見の不善業に比し、正法、すなわちこれに反すと説くにあらずして、何ぞや。

4、積尊、誦呪を禁ず

ただ、しかのみならず。更に戒律を制して、以て誦呪を禁ず。

『四分律』(卷二十七)に云く、「その時、婆伽梵、舍衛国の祇樹給孤独園に在り。その時、六群比丘尼あり。種種の雜呪術を誦す。或は支節呪、或は刹利呪・鬼呪・吉凶呪、或は転鹿輪トを習い、或は解知音声を習う。時に諸の比丘尼の聞く。その中に、少欲知足にして、頭陀を行じ、戒を学すを樂しみ、慚愧を知る者ありて、六群比丘尼を呵責して言く、汝、云何が、是の如き種種の支節呪、乃至、解諸音声を習誦せんや。呵責し已りて、往きて諸比丘に白し、諸比丘、往きて、仏に白す。仏、この因縁を以て、比丘僧を集めて、六群比丘尼を呵責す。汝の為す所、非なり。威儀にあらず。沙門の法にあらず。淨行にあらず。随順行にあらず。為すべからざる所なり。云何が、種種の呪術、乃至、解知音声を誦習せんや。呵責し已りて、諸比丘に告ぐ。この比丘尼、多種に漏処ありて、最初に戒を犯す。今より已去、比丘尼と戒を結び、十句義を集め、乃至、正法久住せん。戒を説かんと欲さば、当に是の如く説くべし。若し比丘尼、世俗の呪術を誦習せば、波逸提なり。比丘尼の義、上の如し。世俗の呪術とは、支節、乃至、解知音声なり。比丘尼、世俗の呪術、乃至、音声を誦習して、もしくは口受し、もしくは文に執して誦説して、了了なれば、波逸提なり。不了了なれば突吉羅なり。式又摩那・沙弥・沙弥尼は突吉羅なり。これ、犯を為すと謂う。犯ならざる者、もしくは治腹内虫病呪を誦し、もしくは治宿食不消呪を誦し、もしくは書を学し、もしくは世俗の降伏外道呪を誦し、もしくは治毒呪を誦すは、護身の故を以て犯なし。」と。また云く、「比丘尼、人をして呪術を誦習せしむれば、波逸提なり。」と。

『十誦律』(卷九)に云く、「比丘、往きて、婆羅門の子の比丘に語りて云く、汝は婆羅門の種なり。もつて出家し、戒を受く。汝のために、応に圍陀經を学び、また他をして学さしめ、自ら天祀を作し、また他をして作さしめ、飲食呪・蛇呪・疾行呪・劬羅呪・捷陀羅呪を学すべし。是の如く、種種の婆羅門の技術、汝、応に学すべしと。輕毀心の故に、一一の語は突吉羅なり。」と。

以つて、仏意の存する所を察するに足れり。これによりてこれを觀れば、仏教の中に誦呪・祭祀等あるは、すなわち、皆、積尊滅後の竄入なるのみ。

5、呪術竄入の端

然るに、積尊、また、護身のために自ら呪を誦すを禁ぜず。且つ、往往に世俗に隨

順して、説いて曰く、「祀祠の火、最上なり。」(『増一阿含』二十五)と。また曰く、「呪火、第一斎なり。」(『中阿含』四十一)と。また曰く、「婆羅門の法の中、火を奉事するを最とす。」(『過去現在因果経』四)と。

すなわち知んぬ。仏の在世に於いて、既に、呪術の、教中に入るの端を啓く。然りといえども、呪術、既に、仏の制戒する所なり。故に、小乗経にあれば、すなわち、その窟人極めて罕なり。これ、すなわち、原始仏教にして、釈尊の直説、多くを居く為なり。

①方等経、密呪を雑う

故に謂く、阿含に陀羅尼なし。大乘の方等部に至りては、非仏説論に言う所の如く、概ね、後代の述作に属す。方等、また、方広と云う。元、敷衍の義なり。以て、仏の直説にあらざるを明かす。故を以て、その経典の中に、往往に密呪あり。作経年代、いよいよ降りて、密呪、いよいよ多きを見る。その後、独り、誦呪のみならず。供養・焼火・造壇・觀想の諸法、次第に具備して、密教の事相、ここにおいて、完成の域に達し、竟に婆羅門教と殆んどその外貌を択ぶことなきに至る。

6、外道神物、仏教に入る

すなわち、その浸漸の迹を釋れば、仏、涅槃の後、約二百年にして、既に、外道神物の仏教美術に錯る者あるを見る。

①吉祥天

当時、羯陵伽国 (Kalinga, 現在の Orissa) に愛羅 (Aira) 王あり⁽³⁵⁾。その治世を稽るに、蓋し、難陀王 (希臘 [Hellas, キリシヤ] の歴山王 [Alexandros, ca. BC. 336 ~ 323]) と同時にして、周の顯王 (BC. 369 ~ 321) の末年に當る) の後、阿育王 (Asoka, ca. BC. 268 ~ 232) (周の赧王 [BC. 315 ~ 256] 四十五年 [BC. 270] に立ち、秦の始皇帝 [BC. 246 ~ 210] 十四年 [BC. 233] に殂) の前にあり⁽³⁶⁾。王、曾て、仏徒の為に、石窟を欠茶山 (Khandagiri) に造る⁽³⁷⁾。その阿難陀毘訶羅 (Anantavihara) の彫飾に吉祥天 (Laksmi) 乳海涌出の像あり。

吉祥天とは、即ち、婆羅門教の毘紐天 (Visnu) の妃にして、人天の祥福を掌るものなり。毘紐は、梵天 (Brahma) 及び淫縛 (Kiva) と、外道の最勝三尊と称す。吉祥天、

その妃なるを以て、また、頗る崇重せらる。

その涌出の話説、元、外典の毘紐補羅拏 (Vishnupurana) 等に出づ。昔、帝釈 (Indra) 等の諸神、阿修羅 (Asura) の困する所となり、再び、祥福を得んと欲して、毘紐の教に隨い、百草を乳海に投じ、曼陀羅山を抜き、来たりて、和修吉龍王 (Vasuki) を以て、策となし、これを繞い、阿修羅と偽りに和して、以て、共に龍索を牽き、山の軸を転じて、乳海を攪拌す。毘紐、自ら身を変じ、龜形と作り、背にその山を負うて、以て、軸座となる。吉祥天、すなわち、白蓮花に坐し、甘露・新月・波利質多樹等の十三種の宝と、海中より出現す。天界の白象、鼻に金瓶を執り、灌ぐに、殞河の河水を以てし、巧工、毘首羯磨 (Vishvakarma)、為に、その衣粧を整えて、毘紐天に帰せしむ。欠茶山の窟門に彫る所の像、すなわち、その灌頂を受くる状を写す。

②俱毘羅

伐吸堵の塔 (Bharhutupa) の欄楯、俱毘羅 (Kubera) 藥叉像を彫る。俱毘羅とは、後世、専ら毘沙門天 (Vaisrava) と称す。是れ亦、外道の神にして、世界の北方を護り、地中の財宝を掌る藥叉の首領なり。

③藥叉

藥叉の、仏教に入るは、吉祥天に比して、更に古し。仏の在世の時、給孤独長者 (Anathapindika, Sudatta)、祇園精舎を造り、仏に白して、画きて以て、莊飾せんと請う。仏、すなわち、これを許し、且つ、その画法を説きて曰く、「門の両頬に於て、応に執杖の藥叉を作るべし。」と。また曰く、「仏殿の門の傍らに、持鬘の藥叉を画け。」と。また曰く、「食堂処に於て、持餅の藥叉を画き、庫門の傍らに於て、執宝の藥叉を画け。」と (『毘那耶雜事』十七)。

藥叉、また、古来の印度の世俗に談ずる所の神物なり。一には良民と称す (punyajana)。蓋し、釈尊、夙にその存在を認める者あるに似たり。

三支塔 (sanhistupa) の四門に、また吉祥天像十軀あり。二塔の造建、応に阿育王の時に在るべくして、その門欄の彫飾、其の刻するところ案達羅朝 (Andhra, Satavahana) の王の名を徵す。蓋し、東漢の初め (AD. 25) を下らず (阿育王の事蹟、當に参看すべし)。想うに、当時の仏徒、已に世俗に浸染し、漸く、外道の神物を崇敬する風を生ず。然らずんば、豈に、斯の如き彫飾あるを得んや。

7、仏像、漸く興る

すなわち、また、その彫飾の諸図を熟観するに、仏徒の礼拝するところの物、ただ窣堵波 (stupa)・菩提樹・法輪・仏の遺物等あるのみなり。

①足跡、仏を表す

仏伝図中に、仏の当に在るべき処、ただ仏の足跡を著して、これを標す。未だ曾て仏身を彫出せず。それ未だ仏像あらざることを、明らかなり。仏在世時に方り、給孤独長者の言く、「仏身の像、応に作るべからず。」と(『十誦律』四十八)。
蓋し仏滅度の後、なお久しく仏身の像を作る者あるを見ず。仏徒の意の謂く、仏像を造るは、仏を敬う所以に非ず。

その間、僅かに出愛王 (Dayanai)・勝軍王 (Prasenajit) の造る所の檀と金の二像(『増一阿含』廿八)、及び給孤独長者、特に仏の聽許を得て造る所の瞻部の影像(『毘奈耶』廿八)ありと雖も、尚、後世に普く礼拝の為に作る者と、その意、自から別なり。且つ、未だ広く世に行わるに至らず。

②外道の神像と仏像

然るに婆羅門教に在りては、仏在世の時、夙に神像あり。以て祭祀礼拝す。
『十誦律』卷五十に云く、「舍衛國に一天神像あり。能く人の願に与る。一居士あり。從いて所願を求め、随意の願を得て歡喜するが故に、白氈を以て天像の身を裹む。」と。
『毘奈耶』(卷四十一)に云く、「諸の鬼神等の像を作る。」と。

因りて想うに、初め、外道の神像、先ず仏教の美術に入る。既にして仏伝図の中、これに仿い、以て、仏身を彫出するに至る。その後、普く仏像を造り、以てこれを礼拝するは、蓋し美に婆羅門教の俗を胚胎するなり。

③希臘の神像と仏像

近代の学者、健駄羅 (Gandhara) の古の石像制作の風、希臘の神像に肖似する者あるを以て、漫に西人の所見に雷同し、皆、仏像制作の因を以て、専ら希臘に本くとす。豈にそれ然らんや。未だ輕しく断ずべからず。

歷山大王の東征の後、旃那羅笈多 (Candragupta, ca. BC.317 ~ 293) (周の顯王四十八年 [BC.322] に立ち、赧王十七年 [BC.302] に殂)・頻頭娑羅 (Bindusara,

大村西崖著『密教発達志』訳注研究(一)

ca. BC.293 ~ 268) (周の赧王十八年 [BC.301] に立ち、四十一年 [BC.275] に殂)の二王の世に、西里亞 (Syria, 現在の地中海東岸一帯の地域の総称)の使臣來りて、摩揭陀 (Magadha, 現在の Bihar 南部) に駐まる。阿育王また、曳那 (Utonia, ギリシャ)に通交す。しかるに、当時、仏像の制作、未だ興らず。

④法輪、仏を表す

前漢の景帝 (BC.157 ~ 141) の際に、大夏 (Tokhara, Bactria) の王畢鄰陀 (Milinda, Menandros, ca. BC.155 ~ 130) 篤く佛法を奉る。その鑄するところの泉貨、ただ法輪を印して、希臘の字を以て、題して法王と云う。遂に未だ仏像を図かず。これまた、法輪を以て仏を表す。前に足跡を以て仏を表すと、その意、相同なり。

⑤迦膩色迦の泉仏

後漢の和帝 (88 ~ 105) の時に至りて、月氏の王迦膩色迦 (Kaniska, ca. 144 ~ 173) 始めて仏像を錢面に印す。希臘の像設の影響、何ぞ、それ、遅からんや。

⑥支那の造像

明帝 (57 ~ 75) 使をして月氏に遣わして、その齋す所、ただ白氈の画仏の倚像あり。然り而して、桓帝 (146 ~ 167) に至りて、すなわち、始めて仏像を鑄す。獻帝 (189 ~ 220) の時、牟融 (ca. 195) 黄金の塗像を造る。これによりて、これを稽うるに、仏像の震旦に伝わるの速きこと、寧ぞ驚くべきとせんや。

8、後漢の支婁迦讖の訳経

支婁迦讖 (Lokakṣema, 2世紀頃) 月氏の人なり。宣法を志して、洛陽に遊ぶ。建和元年 (147) より、中平三年 (186) に至るの間、訳経に従事し、後に終る所を知らず(『出三藏記集』十三、『高僧伝』、『開元録』一)。

①仏の形像を作る

その光和二年 (179) 十月八日に訳出する所の『般舟三昧経』(一卷、方等、また二卷経あり)に、「三昧を逮得する四事の中に、「仏の形像を作る」と説く。桓帝、仏

を造るは、蓋し因由なきにあらず。經中に説く所の常に仏身の相好・光明を念するは、すなわち觀仏の濫觴にあらずして、何ぞや。

②東に向きて仏を觀す

また、三昧中より立ちて、東向に仏を見ると説く。後世の密教の曼荼羅、多く、東をもつて上として、西門を開き、阿闍梨、東に向きて呪を誦するは、その根源、すなわちここに在り。

③阿弥陀と阿闍

支識また『無量清浄平等覺經』『阿闍仏國經』(建和元年(147)に出ず)等を訳す。説く所に、八方上下の無央数の仏国あり。後世の密教に立つる所の四方四仏の中、阿弥陀・阿闍の二仏、すなわち始め、この二經に出づ。

註

- (1) 『密教發達志』(仏書刊行会函像部、1918)。1972年に国書刊行会によって覆刻されている。
- (2) この時の批判は『密教發達志批判講演集』(国訳密教刊行会、1920)にまとめられている。
- (3) 『我觀密教發達志』(丙午出版社、1925、『権田雷斧著作集』第五卷所収)
- (4) 『大唐故大德贈司空大辨正広智不空三藏行状』(T. vol.50, p.292b)
- (5) 『大唐大広智三藏和上影讚』(『代宗朝贈司空大辨正広智三藏和上表制集』卷四、T. vol.52, p.847a)
- (6) 『唐大興善寺故大德大辨正広智三藏和尚碑銘并序』(『代宗朝贈司空大辨正広智三藏和上表制集』卷六、T. vol.52, p.860b)
- (7) 『代宗朝贈司空大辨正広智三藏和上表制集』(T. vol.52, No.2120)。卷四と五になつてゐるが、現行の大正藏では、卷四と卷六とに収録されてゐる。
- (8) 『金剛頂瑜伽三十七尊出生義』(T. vol.18, p.299a)
- (9) T. vol.18, p.299a
- (10) 『御請来目錄』(弘大全、vol.1, p.83)
- (11) 『秘密漫荼羅教付法伝』(弘大全、vol.1, p.9)、『真言付法伝』(弘大全、vol.1, p.55)

- (12) 『御遺告』(弘大全、vol.2, pp.785-786)
- (13) 『両部大法相承師資付法記』(T. vol.51, p.783c)
- (14) 『真言疑目』(大日仏、vol.28, p.1110)
- (15) 泉宝『玉印鈔』(『梅尾コレクション』顯密典籍文書集成』vol.11, 平河出版社、1981, p.107)
- (16) 『此些疑文』(大日仏、vol.27, p.1040a、日藏、vol.80, p.100b)
- (17) 『觀普賢菩薩行法經』(T. vol.9, 392c)
- (18) 『大毘盧遮那成仏神變加持經』(T. vol.18, p.40b)
- (19) 『大毘盧遮那成仏經疏』(T. vol.39, p.767b)
- (20) 『金剛界法次第記』『両部大法相承師資付法記』(T. vol.51, p.783c)
- (21) 『金剛頂大教王經疏』(T. vol.61, p.39b)
- (22) 『金剛頂瑜伽三十七尊出生義』(T. vol.18, p.299a 趣意)『釈師子は毘盧舍那如來を得て方に授けて、誓約して金剛薩埵に伝ふ。』
- (23) 『弁頭密二經論』(弘大全、vol.1, p.495)
- (24) 『長阿含經』(T. vol.1, p.89c)
- (25) 同右 (T. vol.1, p.102c)
- (26) 『摩登伽經』(T. vol.21, p.400b-c)
- (27) 『過去現在因果經』(T. vol.3, p.649c)
- (28) 『論語』「述而第七」(金谷治訳注『論語』岩波文庫、1963, p.98)
- (29) 『増一阿含經』(T. vol.2, p.607c)
- (30) 『四分律』(T. vol.22, p.754a-b)
- (31) 同右 (T. vol.22, p.754a)
- (32) 『十誦律』(T. vol.23, p.64c)
- (33) 『増一阿含經』(T. vol.2, p.684a)
- (34) 『中阿含經』(T. vol.1, p.689c)
- (35) 『過去現在因果經』(T. vol.3, p.647b)
- (36) この愛羅と云ふ名の王は漢文文献には見いだせない。しかし、Aira さんの語を Orissa の Udayagiri と云ふ Hathiupha の銘文に見いだされる。この銘文は、1820 年 Andrew Stirling さんが発見された。1825 年に紹介された (A. Stirling, "An Account, Geographical, Statistical and Historical of Orissa Proper, or Cuttack", Asiatic

Researches, vol.15, 1925, pp.163-338)。その後 James Prinsep によって、この銘文が解読され、その言及されている王の名は Aira であると推定された (J. Prinsep, "Note on Inscriptions at Udayagiri and Khandgiri in Cutrak", *The Journal of the Asiatic Society of Bengal*, vol.6-2, 1837, p.1087)。大村が王の名を Aira とするのには、これに基づいているのである。しかし、Bhagwanlal Indraji は、この銘文を詳細に研究し、この王の名は Aira ではなく Kharavela であることを明かし (B. Indraji, "The Hathigumpha and three other inscriptions in the Udayagiri caves near Cutrak", *Actes du sixieme congres international des orientalistes, tenu en 1883 a Leide. Troisième partie, section 2, 1885*)、現在は、この説が受け入れられている。ただ Aira に関しては、種族の名を表すなど諸説あるが、中村元は、ara をパーリ語の aya (サンスクリットの aya の転訛であるとしている) (中村元『インド古代史』下、『中村元選集』第六巻、春秋社、1966, p.37)。また、この Kharavela 王の年代に關しても、諸説あるが、中村は、この銘文の記述から難陀王の後300年、紀元前23年頃を推定している (前掲書、p.22～23)。ただ、中村は、この銘文の翻訳では、「ナンダ王の第一〇三年」(前掲書、p.32)としているので、統一されていない。いずれにしても、現在では、この王が、紀元前一世紀頃、アショーカ王より後の人物であることは認められている。

(37) 難陀王とは、ナンダ王朝の王の事だと思われる。中村によれば、この王朝には九人の王がいたとされ、その統治期間は百年～二十二年であるとされている。この九人の王のうち、どの王をさしているのかはつきりしないが、おそらく年代的に見て、最後の王 Dhananda であると思われる (中村元『インド古代史』上、『中村元選集』第五巻、春秋社、1963, p.282～283)。

(38) 大村は仏滅後200年をナンダ王とアショーカ王との間に置いている。これは、アショーカ王の即位を、スリランカの伝承に基づいて仏滅後218年と考えているためであろう。カリンガは、マウリヤ朝の初期には独立していたと考えられており (中村元、前掲書、p.28)、大村は、この間の王が愛羅であると考えたのである。しかし、前注で述べたようにカリンガの王は紀元前一世紀頃、アショーカ王より後の人物である。もし、スリランカの伝承に基づくならば、仏滅後400年頃と考えなくてはならないだろう。北伝に基づいた中村元の推測によれば、アショーカ王の即位は仏滅後116年である (中村、前掲書、p.431)。こ

れに従えば、仏滅後200年は、マウリヤ朝の晩年にあたるが、カリンガ王の年代よりは百年ほど早い。

(39) Kharavela は、仏教徒のためではなく、ジャイナ教徒のために Khandgiri と Udayagiri を作らせた。そのため、その中の窟は、ジャイナ教に基づいているが、後にヒンドウ教徒が侵入し、変更したと考えられているものもある。

(40) カンダギリの第三窟 Anantagumpha のこと

(41) 『根本説一切有部毘那耶雜事』(T. vol.24, p.283b)

(42) 同右 (T. vol.24, p.283b)

(43) 同右 (T. vol.24, p.283b)

(44) 『十誦律』(T. vol.23, p.352a)

(45) 釈尊在世時の Kosambh の王。『増一阿含經』では優填王と訳され、釈尊が三十三天に昇つて母のために説法して三日月人間世界を留守にしていた時、釈尊にはやく帰つてきてもらうため、仏陀の姿に似せた梅檀の仏像を作つたと伝えられる。

(46) 釈尊在世時の Kosala の王。『増一阿含經』では波斯匿王と訳され、前注の優填王に対抗して、黄金の仏像を作つたと伝えられる。

(47) 『増一阿含經』(T. vol.2, p.706) 取意。

(48) 『根本説一切有部毘那耶』(T. vol.23, p.782b) 取意。

(49) 『十誦律』(T. vol.23, p.430c)。卷五十五となっているが、大正藏では卷五十八。

(50) 『根本説一切有部毘那耶』(T. vol.23, p.850c)

(51) 『出三藏記集』(T. vol.55, p.95c～96a) 取意。

(52) 『高僧伝』(T. vol.50, p.324b～c) 取意。

(53) 『開元釈教録』(T. vol.55, p.479a～481a) 取意。

(54) 大村は、この部分に返り点を附しておらず「逮得三昧の四事」と読んだものと思われるが、經典の文脈にそって読み替えた。

(55) 『般舟三昧經』(T. vol.13, p.899c) 一巻經では上巻 (T. vol.13, p.906a)

(56) 『般舟三昧經』(T. vol.13, p.899b) 取意 一巻經では上巻 (T. vol.13, p.904b)。

(57) 『般舟三昧經』(T. vol.13, p.900a) 取意 一巻經では上巻 (T. vol.13, p.906b)。

(58) 『無量清淨平等覺經』(T. vol.12, No.361)

(59) 『阿闍仏国經』(T. vol.11, No.313)

なお、本研究は、平成十九年度より、大学院のゼミで本書を講読してきたノートをもとに、筆者が大幅に改訂を加えたものである。そのため、特に出典に関する脚注に関しては、ゼミに参加した大学院の諸氏の力に負うところが多い。